

No. 356

全 友 3/90

「宗教の時間」で日本テレビへ要望書



白川事務総長から要望書を受ける小林日本テレビ会長

全日本仏教会

日本テレビ

「宗教の時間」で要望書

小林会長、継続を快諾

去る一月二十三日、本会の白川事務総長、野生司社会部長、町田同次長は、東京麹町の日本テレビ本社を訪ね、日本テレビ放送網株式会社社長・小林與三次氏に左記の「要望書」を提出した。

これは、日本テレビで過去三十年に亘り自主放映されて来た番組である「宗教の時間」が、平成二年度の番組編成で廃止が検討されていることに對し、引き続き放映されるよう要望したものである。

要望書

貴社の系列を通じて毎週日曜日午前六時三十分より放映されております「宗教の時間」は我國民間放送に於ける数少ない宗教番組として仏教関係者をはじめ、宗教に関心を寄せる多くの人々の注目を集めてまいりました。

思うに世界有数の経済大国に成長を遂げた我国にとって、今後何よりも重要な課題は、国民ひとりひとりが物質的にのみならず、精神的に充実した生活を築くことであり、そうした意味から宗教が果さなければならぬ役割はいよいよ増大することを確信いたしております。こうした状況の中で、この「宗教の時

間」は過去三十年に亘り、毎回三十万人を超える人々が、掛け替えのない心の糧として熱心に視聴しており、その社会的意味は極めて深いものがあると言わねばなりません。特に視聴者の中にはお寺など宗教施設に参拝することのできないお年寄りも含まれており、この点からもこの番組は今後時間の経過とともに光彩を放つことは万人にとって明らかであります。

承りますところによれば、この番組は熱心な仏教信者であられた故正力松太郎氏が、不拔の信念をもって、敢えてスポンサーを付けず、自主製作番組として放映し、今日まで三十年の長きに亘り継続してきたということであります。この良心的な経営姿勢は、今日的観点からすれば、

本会の常務理事会が、去る一月二十六日午後二時から、京都グランドホテルで開催された。三帰依文唱和の後、野口理事長を議長に、細川祐葆、澁谷直城の両師を議事録署名人に選んで審議に入った。

全仏常務理事会 三議案を審議

議案第一号「平成二年度予算(案)の大綱について承認を求める件」野口理事長より上程。岡山財務部長が来年度予算案の大綱を説明、原案通り承認された。

日本の心を伝える
はせがわ
寺院内陣莊藏・仏具納骨堂工事
西日本本部/福岡市博多区博多駅前日生ビル ☎092(472)1621(代)
東京本部/東京都中央区銀座共同ビル新銀座 ☎03(541)3891(代)
寺院専門工場 榎長谷川仏具工事/直方市大字中東明日香台 ☎09492(4)7211(代)

は、氏の偉大な先見性を証明する何よりの証左であり、私達 は言語に尽し難い尊敬の念を抱いているのであります。ところで伝え聞く所によれば、貴社の「良心」とでも申すべきこの番組が、平成二年度の番組編成にあたり、廃止もしくは放映時間の大幅な変更が検討されているとのことであり、高齡化社会の到来を前にして「心のよりどころ」を求める人々の数はますます増加しております。この番組によって生じる喜びと明日への希望を見出している声なき声の存在を御賢察下さり、何卒この「宗教の時間」が引き続き現状通り放映されますことを強く要望いたすものであります。

平成二年一月二十三日
財団法人 全日本仏教会
会長 大谷 光真
日本テレビ放送網株式会社
会長 小林 與三次 殿

野口理事長より上程。設置に賛成する意見が表明された。
事務総局各部報告
各部部長より報告された。

ルンビニーの園を訪れて

浄土真宗本願寺派
総局公室次長(広報)

中山 知見



花の咲き乱れるルンビニーの園。子ども頃の頃、自坊の花まつりで見た紙芝居や幻燈に登場する釈尊ご生誕の地へのイメージは、四十歳を越えた今も変わらない。

西本願寺布教団連合主催のインド仏跡巡拝団の一行二十七人を引率して訪れたルンビニー園は、荒涼とした平原のまっただ中であつた。抱き続けてきたイメージとはまったく違つていたが、釈尊がこの世にお出ましになつたからこそ、「仏法に遇わせて頂いた」との思いに、熱いものがこみあげてくる。

有刺鉄線を張りめぐらした一角のゲートから園内へ。めざすは園のシンボルともいふべきマヤ堂の建物。三百メートルも歩いたのだろうか。あつけなくマヤ堂に至つた。

全日本仏教会を担当する部署に所属しているので、ルンビニー委員会に何回となく出席してきた。ルンビニー園全体の復興計画を推進するルンビニー・トラストから全仏がマヤ堂の修復工事を要請されて以来、会議のたびに壁が落ち、レンガの崩れた建物の写真を見つたものだ。それだけに堂宇の前に立つたとき、病に臥す「初恋の人」をやつと見舞うことができたような心境である。

二十歳は優にある、巨大な菩提樹の木を背負うように立つ白亜のマヤ堂。その菩提樹の根が建物に倒壊の危機をもたらしつた。このためかマヤ堂の姿は乳離れの遅い子どもの重さにあえぐ母親のようでもある。現在の堂宇が建てられたのは十八世紀頃らしい。それまでも何回となく建設、修復がくりかえされているという。釈尊は母マヤ夫人が出産のため実家に向かわれる途中、無憂樹の花咲くルンビニー園でご生誕になつた。マヤ堂の立つところがその場所に違いない。

堂内にはヒンズー教寺院の雰囲気漂う。石畳に座わりご生誕の様子を刻

んだレリーフの前に六字尊号をご安置して勤行。そのあと団員の人たちにルンビニー園の復興計画の概要をはじめ、全仏がマヤ堂修復に今春から着手する見通しとなつたことなどを説明した。仏教徒とはいへ団員の三分の二は復興計画について聞くのは初めて。うなづきながら熱心に耳を傾ける。話を終えるやいなや「募金箱はありませんか」との質問も飛び出した。

レリーフをいとおしそうになる団員たち。上気した表情から感激の深いことがうかがえる。女性の一人が「团长さん、修復が完成したらまた来ましようね。きつ」と目を輝かせていう。ルンビニー園での勤行のあと、全員で「花まつり行進曲」を合唱することになつてた。そのことをみんなが思い出したのは、堂内を出てからだつた。大きな揺れをもつとせずバスの中で何回となく練習したのである。

むかしもむかし 三千年
花咲きにおう 春八日
ひびきわたつた ひとこえは
天にも地にも われひとり
マヤ堂に超然と根を張る菩提樹をふ

り仰ぐ。数百年前、石畳の割れ目に鳥が落とした種が生長したものらしい。ヒンズー教徒やラマ教徒にとつて菩提樹は「神木」。幹には紅色の香料、金箔片が塗られ、供物が供えられている。根で押し上げられた石畳。亜熱帯植物のもつ生命力のすごさに感嘆せざるをえない。

樹齢はまだ青年期というこの木も修復工事が始まるも移動されることが決まつている。ルンビニー委員会で「処分すると対日感情が悪化しないか」「切つてしまつては」など議論百出。ネパール側から「さし木で移植を」との提案がありケリがついた。

ルンビニー園の復興計画は遠大なもの。すべてが完成するのは数十年後というが、資金難もあつて工事の進捗状況は決してよくない。こうしたなか園のシンボル・マヤ堂の修復工事が間もなく開始されることで、復興計画の推進にもはずみがつくことだろう。

どう見ても豊かとは言えない現地の人たちの浄財でマヤ堂は何百年來数回にわたつて建てられ、修復がなされてきたのだ。今度は日本の仏教徒の協力で、日本人技術者たちの指揮のもとに立派に甦らうとしている。その日がくるのも遠くない。
こちよい風を頬に感じつつ、私たちはルンビニーの園をあとにしたのだつた。

第5回「業・旃陀羅問題」研究会

「旃陀羅は差別語であること 主張とその理論的根拠」

真宗大谷派教学研究所

西田真因

本会の第五回「業・旃陀羅問題」に関する研究会が、去る平成元年十二月二十一日午後一時から、真宗大谷派宗務所を会場に開催された。真宗大谷派教学研究所所員の西田真因師が、「旃陀羅は差別語であること」主張とその理論的根拠」と題して、要旨次のような発表を行った。

私ども真宗門徒の所依の聖典の中に三箇所「旃陀羅」という語が出てまいります。第一に『仏説観無量寿経』、第二に善導大師の『観經四帖疏』、第三に親鸞聖人の『浄土和讃』においてであります。念仏者としての私どもは、「旃陀羅」という表現をどのように領解すべきであるか、みづからの「信心の教學」という視座から問い直してみなければ

ばならないという課題に直面しています。私はまずはじめに、「旃陀羅」という言葉は差別語であると定義いたします。その理由をこれから明らかにいたします。最初に、そもそも「差別」とはどのようなことか、その概念からまず検討しておくかなければならないと思います。私は、差別とは、認識の範疇で言えば対象を差別的に認識したその認識に基づいて区別する認識機能であるが、価値感情の範疇で言えば認識した対象の差異を優劣に区別し、優れた対象に対しては憧憬・尊敬し劣った対象に対しては蔑視・侮蔑する価値感情であり、行為の範疇で言えば優れた対象に対しては同調、迎合し劣った対象に対しては忌避、排除して取り扱う行為である、と定義したいと思います。

差別の問題は現在、単に行為の範疇であるよりも、思考の様式として、つまり「頭の中」の偏見の問題として捉えられよう深まってきました。ではそういう意識の範疇としての差別、つまり「頭の中」の差別が何によって捉えられるかという問題が出てきます。結論的に言え

ば、それは言葉を媒介としてなのであります。言葉は発語行為として捉えればずでに行為の範疇と言えますが、しかしその言葉の問題は「頭の中」の範疇でもあります。意識と言語との密接な関係から、差別の問題は言語の問題として、つまり差別語の問題として収斂してくるのであります。

差別語とはその語に蔑視、侮蔑、嘲笑といった否定的感情が入った言葉であります。言語は他との差異と区別を立てるのがその基本的性格であり、社会的な意味次元では、すべての言語は差別語になります。ここで社会的意味次元というのは、実際に語が言葉として機能したときということですが、このような言語の基本的性格を認識した上で、差別語の問題は問われていかなければならないでありません。

では、この差別語の問題とはいかなる問題でありましょうか。朝日新聞社「取り決め集」では、「心身障害者や部落差別などにかかわる、いわゆる『差別用語』の扱いには、十分な配慮が必要である。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表(841) 4965

これに対する基本的な姿勢は、なにより人権擁護への認識であり、差別に敏感な人たちの身になって考えることの大切さである」と言っています。

要は「基本は人権の擁護」であるということです。単なる道德次元の問題ではないのです。人権の問題であり、その差別語を使うものの人権感覚の問題なのであります。それは広くいえば、そのひとの人間観そのものの問題です。そこに差別語の問題は私ども宗教者の人間観の問題として問われてくるのであります。

「旃陀羅」は「旃陀」から派生した派生語であります。「旃陀」は「獐猛な」という形容詞であります。「旃陀羅」は「獐猛な人」という人を指した名詞となります。「旃陀羅」が単に「獐猛な人」

という、ある個人の人格・性格・人間性を述べるということだけならば、それはある人の人間性について述べたということに留まるでしょう。それは悪口語、非難・罵倒語ではありますが、差別語ではない。



「犍猛な奴・犍猛な人」という人間性を評価する語が、ある人々全体を指す政治・社会の範疇の用語となるときに差別語へと変容するのです。それは、ある人々をグループ化し一般化しネーミングするということとです。人間性の範疇の言語は基本的に個人的に個人の人間性に

ついて言われる言語です。被征服者・被支配者のある集団全体を「旃陀羅」犍猛なやつら・残酷なやつら」というとすれば、それは偏見以外のなにもでもないでありましょう。その意味において、「旃陀羅」という言語は階級的蔑視語・侮蔑語・賤視語としての差別語です。

第二に注意すべきことは、言語がつけられる視座の問題であります。アリア人はインド先住民を「敵、悪魔、不信心者、奴隸」と見ました。このように見た

アリア人の視座が「旃陀羅」犍猛なやつら」という政治・社会の階級言語を造りだしたのです。そういう意味において、「旃陀羅」は差別語なのです。

第三に、バラモン階級の娘とスードラ階級の男との間に生まれた子を「旃陀羅」とするという、懲罰と排除の論理の中に、典型的に差別的論理が存在しています。自分たちのグループから排除すると同時に、自分たちの思考世界の外に完全に追放して忘却するのではなく、自分たちのグループの下に位置づけるという方法で、自分たちの思考世界の中にとりこんでいる。これが差別的論理の構造なのです。「旃陀羅」とはそのような差別的論理の上に名称化された差別語です。

第四に、政治・社会の範疇の言語としての「旃陀羅」という言葉を差別語という認識なしに、普通の人間や動物というのと同じ言葉のように使っていると、インドの支配者の偏見を自己の内にとりこみ内在化し、その内在化した支配者の偏見に乗っかって、その人々を見ていくことになります。ここに無意識の差別といわれることのメカニズムが一つあると私は考えています。ここのとこころをはっきりと対自化しなければならぬのです。そうしないと結局、仏教と書いていても、バラモンの偏見と差別意識に同調していることになるのであります。

発表終了後、午後四時まで出席者より熱心な質問が続いた。

写真は熱心に聴講する出席者

花まつりポスター

* 4月8日はお釈迦さまのお誕生日

花まつり



|| 広く統一してご利用下さい ||

花まつりの行事は年々盛大に行なわれていますが、さらに全国的に浸透せしめるため、全日本仏教会では写真のような統一したポスターを作成、広くご利用頂けるよう頒布しております。明るい春の野に静かに立って、天と地をさすお釈迦さまの姿は、見る人の心に安らぎを与えることと思います。下記の要領にて頒布いたしますので各県仏、郡市仏、各寺院、幼稚園、保育園などで広くご利用下さい。

◎ サイズ 七四×五二センチ

◎ 定価 一枚 百円

送料実費

◎ 申込先 東京都港区芝公園四―七―一四 全日本仏教会

※送付に時間がかかることもありま
すので、お早めにお申込み下さい。毎
年ギリギリの申込みで四月八日に間に
合わないことがありますので……。

同和推進十年の歩み

(10)

真言宗智山派・同和推進本部事務局事務局長 旭 照 雅

昭和五十六年（一九八一）十二月四日、本宗事務庁内に「同和推進本部」が設置された。これと同時に「本宗の教義に基づき、同和推進を図り人権擁護活動の促進のため、同和推進本部を宗務庁に置き、各教区（六十教区）に同和推進支部を置く」という目的から、「真言宗智山派同和推進規程」が作成され、その後昭和六十年（一九八五）十二月の第五十二次臨時教区代表会において、新たに内容を整えて現行の規程が議決された。各同和推進支部においても研修の必要があり、「同和推進会議」・「業問題教区講習会」等にて回数はいまでも支部活動が発展しつつある。しかし『同和問題』が私の支部には無いので、という無関心な支部が存在する事も事実であり、本宗教学研修の場に於いて啓発の必要性を痛感するのである。「町田発言」以来十年を経過したのだが、本宗内に於いて「同和問題」は本宗教師一人一人に対して自らへの問いとして、より先鋭的

にとらえる新しい契機を与えはしたが、未だに個々の人権意識の確立がなされたかは、甚だ疑問である。本宗が現在取り組んでいる諸事項については、次の七項目が現在検討調査中である。

- ① 「性霊集」の中の旃陀羅について
- ② 空海の平等観・社会観について
- ③ 特に「貴賤」という用語について
- ④ 經典・次第・作業法について
- ⑤ 和讃・法話・教学について
- ⑥ 近代において仏教が「同和問題」に取り組みなかつた原因について
- ⑦ 「因果和讃」について

以上の点から「性霊集」を中心とした宗学的諸問題は真言各派総大本山会の中で「同和専門委員会」が共同研究中であるが、まだ統一見解をみるに至ってはいない。「同和問題」に取り組めなかつた原因については、本宗として中間報告ではあるが、次の様に見解を出している。「宗団も教学者も戦前のきびしき天皇制の信仰・思想統制のも

とでは主体的な信仰を保つことが困難であった。そこで当然社会的問題には、極力かわることをさけてきたのである。宗団も教学も社会問題に関する基本的な方針も教学も確立できずにきたのである。戦後には信仰・思想の自由が社会的に保障されたので、社会問題についての基本的な教学が研究され、確立されていくべきであったが、戦前の伝統の中に新しい方向がめざされず今日に至っているのである。このことが、近代において同和問題について取り組みなかつた基本的な原因であると考えられる。

次に差別戒名改正諸問題は長野県と埼玉県を中心に改正作業と供養法要を行っており、現在も進行中である。これら差別問題として指摘されている諸事項も含めて総合的なまとめとして、本宗としては『同和問題』は基本的人権の問題であり、人間の尊厳を守る問題であり、仏教者にとっても基本的な信仰にかかわる問題であると言うこ

とである。しかるに、信仰生活や教義の中に「同和問題」を問いかげようとしてみなかつたことが、結果的には差別を黙認することとなってしまったのである。密教は本来的に平等を説いてきたと言ふことができる。それにもかかわらず差別をなくしていくという教学の展開や教化活動には、近世から現代に至るまでほとんどみることはできなかった。いわんや本宗が同和問題に取り組んだということは全くありえなかつたという、この現実に対する厳しい反省をしっかりと受けとめていかねばならないのである。「同和問題」は仏教がどう本来的に社会問題に取り組むべきかの課題を根本的に問いかけている。そのためには近世・近代の仏教史及び真言史の研究をすすめていかねばならない。」と説いている。

我々は真に差別のない世界の実現に向つて人権問題を正確に受け止め、これまで宗教者の犯したあやまちを深く反省しつつ「同和問題」の取り組みをより強化していかねばならない。そして我々は、いまこそ仏教者として、この重い問いに自らの手で解答を与えていかなければならないのである。本宗に於いては、主に「智山伝法院」を中心に研究がなされ、「宗報」においてその経過や報告が逐次行われている。

「お寺と消費税」

長谷川正浩氏の講演から



長谷川本会顧問弁護士

—(4)—

それから、仮に三千万円以上ありましても、五億円以下ですと簡易課税制度というのが取られますので、課税売上高の〇・六%を掛ければよろしい。しかも限界除制度というのもありまして、三千万円を超えて六千万円までは大体半分位になるように計算されております。

今のところ、宗教法人に消費税というのはほとんど影響はなかったわけでありますが、気をつけなければいけないことは、予算をまず三%ぐらい上げておかなければならないことぐらいますが、今後これがどのように動いていくかということについては、予断を許しません。

私どもが、もつとも恐れなければいけませんのが、四つの要件の中の、対価関係に対する考え方です。「お布施というはお経料か」という問題です。「お布施というのはお経料だ、お経を読んでもらうからお布施を出すんだ」と思っている人が、やはり大半の人たちです。こういった人たちによって世論が作られているわけです。

税金という問題点に関して言えば、世論の支持がないとなかなか税務行政のほうもうまくやっついていきませんし、また税務行政を受けるわれわれもうまくやっついていけない。その典型的な例が、京都の古都保存協力税のあの事件であったわけ

す。あの時に「確かに拝観行為というのは宗教行為だ。その時にいただくものは布施と一緒なんだ。布施というものは定額化してもいいんだ」というような理論を仏教会側は展開いたしました。

理論として正しくても、世論を敵に廻すのはやはりまずいと思います。将来また国会で「戒名料に消費税をかける、布施に消費税をかけよう」という議論がされた時に、「いや、これは仏教の理論ではそういうものじゃない。布施というのは布施行という、お施主さんの固有の宗教活動だ。お経を読むからお布施をもらうんじやありませんよ」というふうには、当然われわれは声を大にして言わなければなりません。しかし、世論が「いや、そんなこと言っておかしいじゃないか」ということになる、だんだん世論のほうに傾いていく可能性はあります。

ですから、私どもはそういった議論がされる前に、自分のお寺の檀家さんや門徒さんに、布施行の本質を十分に理解していただくように、布教活動を行っておかなければなりません。

そして世論を喚起し、仏教理論と全然異なるような、間違った議論を国会の場でしていただかないように、努力をしなければならぬと思います。(了)

なお、本会では、毎月第二・第四木曜日、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設していますので、お気軽にご利用下さい。

「公益事業」、多くのお寺さんでやっておられる公益事業のうち幼稚園、これは宗教法人でやっておられる幼稚園も、あるいは学校法人を設立してやっておられる幼稚園も同じですが、原則として入学金とか施設費、暖房費、教科書代というものは消費税の対象になります。ところが受験料とか授業料、寄付金というのは、非課税となっております。

保育所のほうは、社会福祉法人を設立して保育所をやっておられるところ、あるいは宗教法人でやっておられるところを含めまして、これは非課税です。老人ホームも非課税。乳児院、母子寮、こ

は課税をする。拝観料は非課税です。これは「お布施と一緒にですよ」という考え方で、今回の消費税はご承知のように、三千万円以下の課税売上高の事業者は、納税義務が免除されております。ですから、恐らく約八万ヶ寺あるといわれております仏教の寺院のほとんどは、納税義務者にはなりません。三千万円の収入のあるといったお寺は、宗教上の収入を含めてもきわめて少なく、収益事業だけで三千万円あるというふうなお寺は、まず特別なお寺さんを除いてないということが言えます。

全仏懇親会のお知らせ

本会の理事会・評議員会及び懇親会を、左記の通り開催します。これまで二月月上旬に開催されてまいりましたが、本年は諸般の事情で、次のような日程となりました。

○日時
平成二年三月十六日(金)
○会場

東京・ホテルニューオータニ

○日程

午後一時 理事会・評議員会
午後五時 全仏懇親会・全仏推薦議員の祝賀会
懇親会には、一人でも多くの方のご参加をお待ちしています。

全仏囲碁大会

三月二十九日
日本棋院で

第七回全日本仏教会囲碁大会は、左記の通り開催が決められました。

参加希望の方は、本会国際文化部までお申し込み下さい。

日時 平成二年三月二十九日(木)
会場 日本棋院(東京・市ヶ谷)
参加資格 本会加盟団体所属の僧侶
参加費 一万円(昼食・懇親会費・記念品代を含む)

問い合わせ 全仏国際文化部まで

おわび

本誌は、本年一月号から、コンピュータで配送先を管理しています。現在配達先リストの全面的な見直しを進めてお

事務局録事

りますが、一部の方々へ重複して配達されてしまいました。お詫び申し上げます。

一二月一

- 八日 局内会議
- 十一日 埼玉県佛教会新年会出席
- 十二日 日宗連理事会
- 十七日 臨済宗妙心寺派追悼会参列
- 二十二日 神奈川県仏教会新年会出席
- 二十四日 局内会議
- 二十六日 常務理事会
- 三十一日 同宗連研究会(京都)
- (二月)
- 五日 局内会議
- 八日 事務担当者連絡委員会
- 二十一日 宗教法人セミナー(大阪)
- 二十二日 包括宗教法人等管理者研究協議会出席
- 局内会議
- 二十六日 同和委員会研究会

一九九〇年三月一日発行
三月号 第三五六号

発行人 白川 良純

発行所

財団法人 全日本仏教会

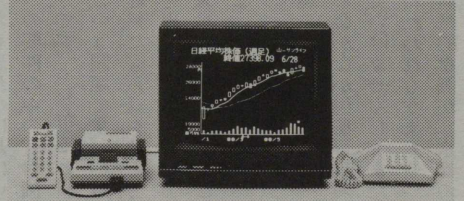
〒一〇五

東京都港区芝公園四一七一四
電話 〇三(四三七)九二七五

ピピッと株式、ファミコンで。



ファミコンで、リアルタイムの株式投資。時価速報など、最新の株式情報がたちまちわかる。早朝、深夜でも株式の売買注文がピピッとできる。山一のサンラインF-III。わが家のファミコンが、こんなに役にたつとは。



山一のサンライン

山一証券

お申込みは最寄りの山一証券、本・支店または下記の電話へ

「サンライン」専用お問合せ電話(通話料金無料)

☎ /局番 〇120-001234 ※平日/8:30-17:00 ※土曜(第2・3を除く)/8:30-12:00

〒104 東京都中央区八重洲2の4の1 ☎(03)276-3181(代表)

詳しい資料をご希望の方は、右の資料請求券を裏面に貼って住所・氏名・電話番号・職業・年齢をご記入の上、〒103東京・日本橋局区内 山一証券証券情報部宛ご請求ください。

資料請求券 サンラインF-III 全仏